

大分県U I Jターン希望者面接支援及び大分県内企業インターンシップ等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大分県外から大分県へのU I Jターン就職を促進するため、大分県にU I Jターン就職を希望する者（以下「U I Jターン希望者」という。）が、大分県内企業で就職の面接を受ける際に必要な旅費及び大分県外の学生が大分県内企業でのインターンシップ等の参加を行う際に必要な旅費に対して、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象者である「U I Jターン希望者」及び「大分県外の学生」とは次のとおりとし、おおいた産業人財センター（おおいたジョブステーション）に登録した者とする。なお、国、地方公共団体及び企業等から同様の補助を受けている場合又は受ける予定の場合は補助対象外とする。

補助金名	補助対象者
U I Jターン希望者面接支援補助金	U I Jターン希望者は、面接実施時点で大分県外に居住しており、以下の1～4のいずれかの要件に該当する者であって大分県内への就職（就業地が大分県内）を希望する者 1. 面接実施時点の勤務地が大分県外の者 2. 面接実施時点は無職で、直近の勤務地が大分県外の者 3. 大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校・高校等）の未就職卒業生 4. 大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校等）に所属し、卒業年次の者
県内企業インターンシップ等支援補助金	大分県外の学生とは、大分県外に居住する大分県外の学校（大学（院）・高専・短大・専門学校等）で修学している者であって大分県内企業でのインターンシップ等の参加を希望する者

(用語の定義)

第3条 「大分県内企業」とは、次に定める企業のうち、県内の事務所又は事業所（本・支店、営業所、工場等の活動拠点を含む。）において新規雇用や雇用者の職場定着促進に取り組み、おおいた産業人財センター（おおいたジョブステーション）に登録する企業とする。

(1) 大分県中小企業活性化条例第2条に定める中小企業

(2) その他、誘致企業等県が政策的に必要と認める企業

2 「大分県外」とは、日本国内における大分県を除く都道府県をいう。

3 「インターンシップ等」とは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」に規定される下記の4類型をいう。

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ

タイプ4 高度専門型インターンシップ

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助上限額は、次のとおりとし、補助金額は補助対象経費の実費額の1,000円未満を切り捨てた額とする。また、居住都道府県については別表1に定めるとおりとする。

補助金名	補助対象経費	補助上限額
UIJターン希望者面接支援補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居住地と面接地の最寄駅等を往復するために必要な公共交通機関(タクシーを除く)を使用した交通費 2. 宿泊費1泊分(面接実施日の前日又は当日に宿泊するもので、交通機関の関係で必要と認められるもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通費 九州(大分を除く) 1万円、近畿・中国・四国・沖縄 2万円、関東・中部 3万円、北海道・東北 4万円 2. 宿泊費 1万円
県内企業インターンシップ等支援補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居住地とインターンシップ等の実施地の最寄駅等を往復するために必要な公共交通機関(タクシーを除く)を使用した交通費 2. 宿泊費最大5泊分(インターンシップ等実施日の前日又は当日に宿泊するもので、交通機関の関係で必要と認められるもの) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通費 九州(大分を除く) 1万円、近畿・中国・四国・沖縄 2万円、関東・中部 3万円、北海道・東北 4万円 2. 宿泊費 1泊あたり1万円×宿泊日数(5泊以内)

2 UIJターン希望者面接支援補助金、県内企業インターンシップ等支援補助金の補助は年度につき、それぞれ1人1回までの申請とする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、電子申請により、次に掲げる書類を添えて、大分県内企業での面接及びインターンシップ等の終了の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い期日までに知事へ提出しなければならない。

なお、年度内の総交付額が当該年度の予算額に達した場合は、申請受付を終了する。

補助金名	提出書類
UIJターン希望者面接支援補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大分県UIJターン希望者面接支援補助金交付申請書及び実績報告書(第1-1号様式) 2. 居住地の確認できる公的証明書(運転免許証など)又は公共料金の領収書(電気料金、水道料金など)の写し、賃貸借契約書の写し 3. 既卒者は履歴書の写し、学生は大分県外の学生であることを確認できる書類(学生証の写し、在学証明書など) 4. 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類(領収書など) 5. 面接実施証明書(第2-1号様式) 6. 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(第3号様式) 7. その他知事が必要と定める書類

県内企業インターンシップ等支援補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大分県内企業インターンシップ等支援補助金交付申請書及び実績報告書（第1-2号様式） 2. 居住地の確認できる公的証明書（運転免許証など）又は公共料金の領収書（電気料金、水道料金など）の写し、賃貸借契約書の写し 3. 大分県外の学生であることを確認できる書類（学生証の写し、在学証明書など） 4. 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類（領収書など） 5. インターンシップ等実施証明書（第2-2号様式） 6. 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式） 7. その他知事が必要と定める書類
--------------------	--

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 規則第6条の規定による通知及び規則第13条の規定による額の確定を次のとおり行うものとする。

補助金名	通知書類
UIJターン希望者面接支援補助金	大分県UIJターン希望者面接支援補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第4-1号様式）
県内企業インターンシップ等支援補助金	大分県内企業インターンシップ等支援補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第4-2号様式）

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、電子申請により、次の書類を知事に提出しなければならない。

補助金名	提出書類
UIJターン希望者面接支援補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大分県UIJターン希望者面接支援補助金交付請求書（第5-1号様式） 2. 振込先の口座が確認できる書類（通帳の写しなど）

県内企業インターンシップ等支援補助金	1. 大分県内企業インターンシップ等交付請求書（第5-2号様式） 2. 振込先の口座が確認できる書類（通帳の写しなど）
--------------------	--

（書類の提出部数）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

地域	居住都道府県	交通費補助上限額
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	1万円
近畿・中国・四国・沖縄	京都府、大阪府、三重県、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県	2万円
関東・中部	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	3万円
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	4万円